

有機JASマーク



有機JAS認証 取得ガイド

令和6年3月

島根県農林水産部産地支援課



有機JAS認証制度

<背景>

農産物に対する安全性や健康志向等に対する消費者の関心の高まりの中、「有機」、「減農薬」等の表示が氾濫し、消費者の適正な商品選択に支障が生じました。

そうした混乱と、有機農産物の国際的な規準化の流れの中で、平成11年に改正されたJAS法に基づき、有機農産物やその加工食品に関する日本農林規格が制定され、表示の適正化が図られることとなりました。

<有機食品の検査認証制度とは？>

「有機」「オーガニック」の表示には国により登録された認証機関の認証が必要です。

日本国内には全部で51の登録認証機関があります（令和5年11月現在）。

島根県でも平成20年に『特定非営利活動法人 島根有機農業協会』が登録認証機関として国に認可されています。

有機JASマーク



有機JASマークがないと
有機表示はだめ!!

【表示の規制】



- 有機JASマークは、登録認証機関から認証を受けた事業者により付けられます。

- 有機JAS規格を満たすものとして、認証事業者により格付の表示（有機JASマーク）が付されたものでなければ、「有機」、「オーガニック」と表示できません。

<日本農林規格における有機農産物の生産の原則>

●目的

農業の自然循環機能の維持増進を図ること

●生産方法のポイント

- ・化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本とし、周辺から使用禁止資材が飛来又は流入しないような措置を講じていること。
- ・土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させることを基本に、堆肥などで土づくりを行うこと。
- ・農業生産に由来する環境への負荷を出来る限り低減した栽培管理方法を採用するとともに、遺伝子組み換え種苗を使用しないこと。

<有機JAS認証取得のメリット>

①国により登録認証された第三者機関が認証を行うため、社会的信用がある。

…法律や国際規格に基づいた信頼性が担保されます。

②有機JAS規格は全国共通ルールで運用されているので、全国的な取引には特に有利。

…全国一律の規格なので、取引先への説明が容易です。

③商品の差別化が図れる。

…商品に有機JASマークの表示をすることにより、消費者の商品選択に役立ちます。

④第三者機関による年1回以上の調査で、品質管理体制を定期的にチェックできる。

…生産者自らが行う生産行程の検査に加えて第三者機関が規格・基準への適合性を確認しています。

● 認証までの流れ（有機農産物）

申請前条件

まずは、JAS規格の制度についてよく知る必要があります。

- 1、農業経験が3年以上あること。（短縮要件あり）
- 2、たい肥等による土づくりを行い、化学合成肥料及び農薬の不使用を基本として栽培したほ場であること。
- 3、栽培管理記録が記帳されており、堆肥等の資材について使用履歴の提示ができること。（過去2年又は3年分、※一部例外あり）

ステップ1⇒

1. 有機JAS認証講習受講 ・ 認証取得の必須条件です。

ステップ2⇒

2. 申請書の作成 【申請書】
・ 登録認証機関のホームページからダウンロードできます。

3. 申請書の提出 ・ 提出とあわせて、認証機関との契約書を取り交わします。

4. 事務局による申請書受付 ⇔ 書類不備等申請書の補正

5. 認証手数料納付

6. 認証申請の受理

ステップ3⇒

7. 審査員による申請書の書類審査 ・ 申請の内容が、認証の技術的基準やJAS規格を満たしているかについて、細かく審査します。

8. 実地調査 ⇔ 8-2. 改善・是正処置の指摘 ・ 実地調査の段階で基準を満たしていない場合は、改善指摘事項が提示されます。
・ 申請書内容と現場の実践状況の一致を確認します。

8-4. 書類又は実地再調査 ⇔ 8-3. 改善・是正処置の実施 ・ 期限までに改善します。

ステップ4⇒

申請から概ね90日

9. 判定会議及び結果通知 ⇔ 9-2. 不適合の場合の再審査請求（異議申立）

・ 判定結果その他内容に不服がある場合は、異議申立て手続きをすることができます。

10. 実地調査料納付（継続審査料納付）

・ 認証取得後、登録認証機関より認証証を送付します。
・ 有機JAS規格を満たすものとして、認証事業者により必要な表示を行った上で有機JASマークを貼付して出荷することが可能になります。

11. 認証証の交付

【継続申請の提出】

- ・ 認証調査日より概ね1年を超えない期間内に確認調査を実施します。
- ・ 業務内容に変更があった場合は、必ず変更届を出します。
- ・ 前年度の格付け実績の報告を6月末日までに提出します。

12. 年次確認調査

認証取得後に、申請内容の変更が生じた場合は、変更内容の確認を行う『臨時確認調査』が必要です。また、登録認証機関による抽出検査（無通告確認調査）を行う場合があります。

こちらをめぐると必要な書類や経費などがご覧になれます。

●有機JAS認証取得の概要（島根有機農業協会の場合）

①申請に必要な書類

●有機農産物・有機飼料生産行程管理者認証申請書

認証申請書は、認証者の皆様によるご記入・提出が必要です。

以下の書類は必要に応じて提出が必要です。

（協会備付けの所定様式に記載いただけます。）

●認証契約書（申請書と合わせて提出）

●生産行程管理担当者及び格付担当者の資格要件に係る記載事項

●申請者確認のための書類

- ・法人の場合…事業主体確認書、登記事項証明書、印鑑証明書、組織図
- ・団体の場合…団体規約、印鑑証明書、組織図
- ・個人の場合…印鑑証明書

●栽培農地の登録申請書（申請以外のほ場についても記載が必要です）

●申請ほ場位置図

●航空防除用作業地図

●申請ほ場周辺図

●管理施設・機械・器具、資材等管理記録報告書

●機械管理・調整作業、保管等に係る施設の図面

●申請ほ場栽培管理計画書

●投入資材リスト（過去2年分を含む※果樹等の場合は3年分）

●使用予定種苗リスト

●生産行程管理記録書

- ・栽培管理記録（最低でも1年以上の管理記録が必要）
- ・育苗管理記録
- ・選別・調整・包装・保管に関する記録
- ・格付・出荷管理記録

●有機農産物生産行程管理者の内部規程

●有機農産物生産行程管理者の格付規程

●資材証明書



上記申請書類は有機JAS認証の基準に適合しているかを確認するために必要なものです。認証機関によって様式等が異なりますので、詳細は認証取得予定の登録認証機関までお問い合わせください。

島根有機農業協会の申請書類は、こちらからダウンロードできます。

HPアドレス：<https://shimane-yuki.or.jp>



こちらをめぐると必要な書類や経費などがご覧になれます。

②有機 JAS 認証講習会の内容

認証講習会内容	
① JAS法について	⑤有機農産物の認証の技術的基準について
②有機食品の検査認証制度	⑥証票管理について
③指定農林物資について	⑦その他（事務手続きなど）
④有機農産物の日本農林規格について	

※講習料は、一人3,000円（税抜）です。

※出張講習及びリモート講習にも対応しています。

（但し、別途交通費や会場使用料及びweb講習費がかかります）

※講習時間は4時間程度を予定しています。（講習後にテストがあります。）



③手数料等経費

申請時には、「認証手数料」（2年目以降は「確認調査手数料」）として以下の料金が必要です。

認証期間中に申請内容に変更があった場合は別途「臨時確認調査料」が必要となる場合があります。

認証に係る手数料

	申請手数料及び確認手数料			審査料	
	申請料	継続料	調査料	書類審査	実地調査（審査員旅費含）
申請時（初年度）	○	-	○	○	○
継続時（2年目以降）	-	○	○	○	○
臨時調査時 （認証事項の変更など）	-	-	△	△	△

認証手数料又は確認調査手数料

内 訳	金 額（税抜）	
	個人	法人
申請料又は継続料	20,000円	40,000円
調査料 《10a毎に料金を加算する。端数切り上げ》	1,000円	1,000円
審査料 《調査時間が4時間未満の場合》	20,000円 + 審査員の旅費	20,000円 + 審査員の旅費
《審査時間が4時間以上の場合》 ※分単位で計算	上記 + 3,000円/時間	上記 + 3,000円/時間

※審査員の旅費については島根有機農業協会旅費規程によります。

※理事長が必要と認めた場合は、2名以上の審査員で実地調査を行う場合があります。

その場合、1人につき20,000円加算されます。

※土日・祝日の場合は割増料金となります。

※臨時調査の手数料については、島根有機農業協会のHPをご確認ください。

調査費用の計算例

個人生産者（出雲市大津町）		
ほ場面積 50aの場合 54,120円		
内 訳	金額(円)	備 考
申請料	20,000	法人は40,000円
調査料	5,000	10aあたり1,000円で計算
審査料	20,000	調査時間4時間未満
審査員交通費	4,200	協会（美郷町粕淵）～出雲市大津町 120km×35円で計算
消費税(10%)	4,920	
合 計	54,120	

※2024年1月時点の手数料金額（有機農産物の生産行程管理者）。



●有機JAS認証に関する情報、問い合わせ先

●「有機JAS認証制度」関連情報（農林水産省）

※右QRコードには以下の項目があります。（一部抜粋）

- ・有機食品の検査認証制度について
- ・有機JAS制度について
- ・有機農産物、有機加工食品等の日本農林規格
- ・有機農産物、有機加工食品、有機畜産物及び有機飼料のJASのQ&A



(農林水産省HP)

●有機農産物のJASに関する資材情報（農林水産省）

※右QRコードには以下の項目があります。

- ・有機JASで使用可能な資材のリスト
- ・有機農産物のJAS資材評価手順書



(農林水産省HP)

●「有機JAS認証」に関するお問い合わせ先

◆島根県内登録認証機関

NPO法人島根有機農業協会 ☎0855-75-0017



(島根有機農業協会HP)

◆島根県

産地支援課（有機係） ☎0852-22-6477



(島根県HP)

所 属	該当市町村	電 話
農業技術センター技術普及部有機農業普及課	全域	☎0853-22-6973
東部農林水産振興センター		
農業振興部	松江市	☎0852-32-5689
安来農業部	安来市	☎0854-22-2341
雲南事務所農業部	雲南市、奥出雲町、飯南町	☎0854-42-9572
出雲事務所農業部	出雲市	☎0853-30-5600
西部農林水産振興センター		
農業振興部	浜田市、江津市	☎0855-29-5621
県央事務所邑智農業部	川本町、美郷町、邑南町	☎0855-72-9589
県央事務所大田農業部	大田市	☎0854-84-9705
益田事務所農業部	益田市、吉賀町、津和野町	☎0856-31-9614
隠岐支庁農林水産局農業振興部	海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町	☎08512-2-9683